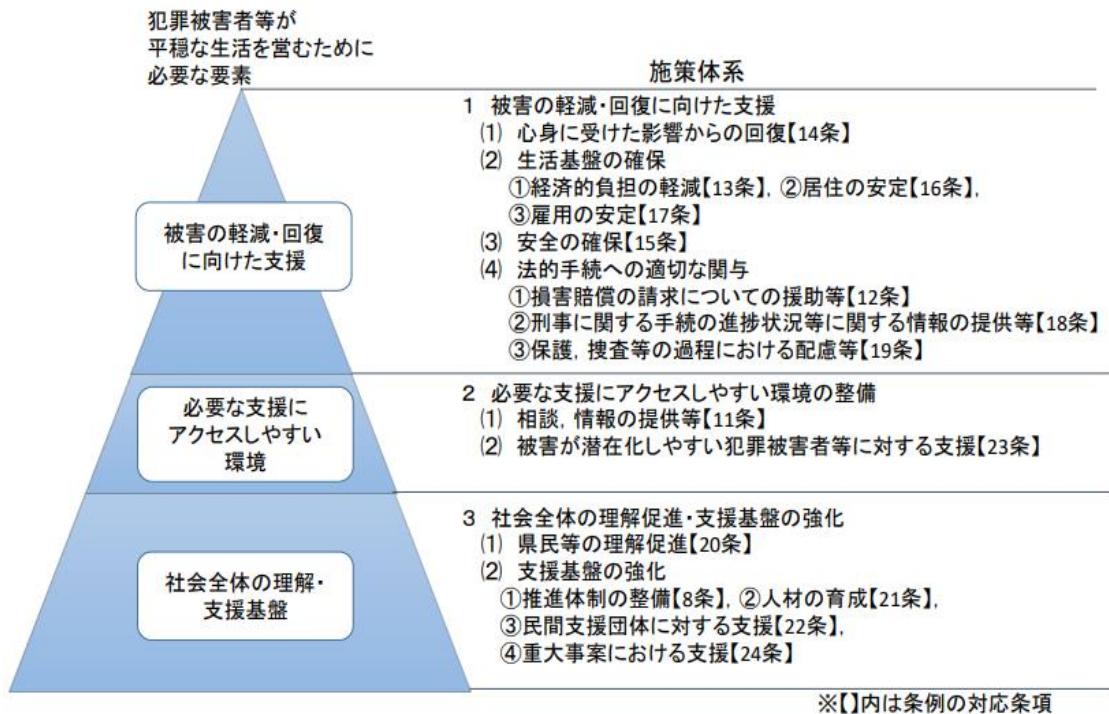


「犯罪被害者等支援に関する取組方針」に基づく
施策の取組状況について

令和7年10月
広島県

「犯罪被害者等支援に関する取組方針」の施策体系



※【】内は条例の対応条項

自己評価

◎:順調、○:概ね順調、△:やや遅れ、✖:遅れ、-:判断保留

「犯罪被害者等支援に関する取組方針」に基づく施策の取組状況について

I 被害の軽減・回復に向けた支援		II 担当所属
(1)心身に受けた影響からの回復【14条】	【第14条】 県は、犯罪被害者等が心身に受けた影響から早期に回復できるようするため、その心身の状況に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスの提供その他の必要な施策を講じるものとする。	警察本部 健康福祉局 教育委員会
取組の方向性	令和6年度の取組	自己評価
ア 犯罪被害者等に対するカウンセリングの実施等 公認心理師、臨床心理士等の資格を有する被害者支援カウンセラーやカウンセリング技能を有する警察職員による、犯罪被害者等に対するカウンセリングを実施します。また、外部の精神科医、公認心理師、臨床心理士等と連携し、犯罪被害者等が希望した場合、適切なカウンセリングが受けられるよう配慮します。	○警察職員によるカウンセリング ・被害者支援カウンセラー及び少年育成官が犯罪被害者等に対する支援を実施した。 ○外部専門家との連携 ・外部の精神科医等と連携し、犯罪被害者等が希望した場合、適切なカウンセリングが受けられるよう引き継ぎを行った。	◎
イ 県立総合精神保健福祉センターにおける相談の実施 県立総合精神保健福祉センターにおける相談支援の一環として、心の悩みを抱える犯罪被害者等の相談を実施します。	・心の悩みを抱える犯罪被害者等の相談を実施した。 電話相談:延べ12件	○
ウ こども家庭センターにおける支援 こども家庭センターに、児童心理司、保健師、弁護士、医師等を配置し、子供に対する丁寧なアセスメントやケアを実施するほか、配偶者からの暴力による被害者の心理カウンセリング等の支援を実施します。	・児童の心理検査等をもとにアセスメントした結果を踏まえ、児童や保護者に対し、心理療法や親子関係再構築のためのプログラム等を実施した。 ・配偶者からの暴力による被害者の心理カウンセリング等を実施した。	○
エ 学校における教育相談の実施 学校における教育相談の一環として、スクールカウンセラー等が、犯罪被害者等となった児童生徒を対象に相談を実施します。	・児童生徒からの相談に対して、スクールカウンセラー等が相談に対応した。 ・令和6年度スクールカウンセラーへのいじめ、暴力行為を理由とした相談件数 (小学校:62件、中学校:87件、義務教育学校:1件、高等学校:20件)	○
評価		
ア 被害者支援カウンセラー及び少年育成官が、専門的な知識と技能をもとに被害の状況及びニーズに応じて適切な支援を行い、被害からの早期回復に貢献した。		
イ 適切に相談に対応し、必要な情報提供を実施できている。		
ウ 多職種が連携し、児童や保護者、DV被害者へのアセスメントやケアを実施できた。		
エ スクールカウンセラー等の支援により、好転した割合は暴力行為事案が31.9%、いじめ事案が59.7%であることから、効果的な相談活動を行うことができている。		
令和7年度の取組		
ア・イ・ウ・エ 令和6年度の取組を継続する。		
(2)生活基盤の確保 ①経済的負担の軽減【13条】	【第13条】県は、犯罪被害者等の経済的負担の軽減を図るため、経済的な助成に関する情報の提供及び助言その他の必要な施策を講じるものとする。	環境県民局 警察本部
取組の方向性	令和6年度の取組	自己評価
ア 医療費等の公費負担制度の適切な運用等 身体犯被害者の診断書料、性犯罪被害者の緊急避妊等に要する費用等の医療費等やカウンセリング費用等の公費負担制度について、適切に運用します。	・性犯罪被害者の緊急避妊等に要する医療費やカウンセリング費用等について公費負担を実施した。(医療費負担36件、カウンセリング費用負担10件) ・公費負担制度を適切に運用するため、研修等を実施した。	○
イ 性犯罪・性暴力被害に係る法律相談費用の支援 性被害ワンストップセンターひろしまにおいて、相談者の法律相談費用の負担軽減に向けた支援を実施します。	・法的支援が必要な相談者に対し、弁護士費用の支援を実施した。 令和6年度:弁護士相談 28件	◎
ウ 二次被害の防止・軽減に必要な費用の支援 社会的な関心の高い事件の犯罪被害者等に対し、二次被害の防止・軽減に必要な費用の負担軽減に向けた支援を実施します。	・故意の犯罪行為により重大な被害を負った者やその家族のうち、報道機関による取材対応等を弁護士に委嘱した者に対し、二次被害の防止・軽減支援金を支給した。(令和6年度:1件)	◎
エ 犯罪被害給付金の早期裁定等 犯罪被害給付金について、支給に係る裁定を迅速かつ適切に実施することで、早期の支給に資するどもに、各種広報媒体等を活用した周知や対象事件の犯罪被害者等への公示を徹底します。	・支給に係る裁定を迅速かつ適切に実施し、仮給付を行なうなど早期の支給に資するどもに、各種広報媒体等を活用した周知や対象事件の犯罪被害者等への支援内容の案内などを徹底した。	◎
評価		
ア・イ・ウ・エ 経済的負担の軽減に向けた各種の制度について、適切に運用できている。		
令和7年度の取組		
ア・イ・ウ・エ 令和6年の取組を継続する。		

I 対応の軽減・回復に向けた支援			II 担当所属
②居住の安定【16条】		【第16条】 県は、犯罪被害者等の居住の安定を図るため、県営住宅への入居における特別の配慮等必要な施策を講じるものとする。	土木建築局 警察本部
取組の方向性		令和6年度の取組	自己評価
ア	県営住宅への優先入居 犯罪被害者等が、県営住宅の入居募集に応募した場合に、当選率の優遇を実施します。	・県営住宅入居者募集に係る「申込のしおり」に、犯罪被害者に係る当選率の優遇について記載し、申込整理票に欄を設けている。(申込実績件数:0件)	-
イ	県営住宅への一時入居 犯罪被害者等が、犯罪等により従前の住宅に居住することが困難となった場合に、公募によらず提供可能住宅への入居を許可します。	・犯罪等により従前の住宅に居住することが困難となった被害者に対しては、住宅の提供も案内している。(問い合わせ件数:0件)	-
ウ	住宅セーフティーネット制度に基づく支援の実施 住宅セーフティーネット制度における居住支援協議会や居住支援法人による住居のマッチング支援等を実施します。	・犯罪被害者等からの住居相談に対し、居住支援法人とのマッチングや、市町居住支援協議会への情報伝達を行った。(相談件数:2件)	○
エ	居住場所の確保に向けた公費負担制度の適切な運用 緊急避難場所の確保に要する費用や自宅が犯罪行為の現場となった場合におけるハウスクリーニング費用の公費負担制度について、適切に運用します。	・犯罪被害者等の安全確保、負担軽減及び犯罪被害者等の支援を図るために、居住場所確保に向けた公費負担制度を拡充し、適切に運用した。	○
評価			
ア・イ・ウ	県営住宅の優先入居や一時入居について円滑に対応できる体制となっており、賃貸人に対する在宅セーフティーネット制度の周知にも取り組むことができている。 引き続き、犯罪被害者からの相談に対し、居住支援への適切な対応を行う。		
エ	個々事業ごとに、公費負担制度の運用を検討し、犯罪被害者等の安全確保を最優先に、的確な犯罪被害者等の支援を実施した結果、犯罪被害者の精神的及び経済的な負担軽減に貢献した。		
令和7年度の取組			
ア・イ・ウ・エ	令和6年度の取組を継続する。		
③雇用の安定【17条】		【第17条】 県は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性について事業者の理解を深める等必要な施策を講じるものとする。	環境県民局
取組の方向性		令和6年度の取組	自己評価
ア	事業者に対する啓発活動の実施 事業者を対象に、犯罪被害者等が置かれている状況や犯罪被害者等支援の必要性について理解を深めるための啓発活動を実施します。	・商工労働局が配信しているメールマガジンの11月号において「犯罪被害者週間」について案内した。 ・HPに事業者向けのページを追加した。	○
評価			
ア	リーフレットの配布、メールマガジンやHP等により、広く周知できている。		
令和7年度の取組			
ア	取組を継続するとともに、広報課と連携の上、より有効な事業者向けの広報・啓発活動について検討する。		
④安全の確保【第15条】		【第15条】 県は、犯罪被害者等の安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保等必要な施策を講じるものとする。	健康福祉局 警察本部
取組の方向性		令和6年度の取組	自己評価
ア	関連法令に基づく一時保護、施設の入所による保護の適切な実施 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)」、「児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)」等に基づく一時保護、施設の入所による保護を適切に実施します。	・配偶者からの暴力による被害者等の一時保護を実施した。 (新規一時保護件数:69件、うち暴力(DV)逃避:41件) ・市町が行う配偶者からの暴力による被害者の一時的避難に係る費用の補助事業について、補助対象を拡大のうえ実施した。(費用補助実績:0件)	○
イ	再被害防止に向けた情報の提供、防犯指導等 同一の加害者による再度の被害(再被害)の恐れのある犯罪被害者等を対象に、刑事司法関係機関と連携して、再被害の防止に資する情報を提供するとともに、自主警戒の方法の教示等の防犯指導や緊急通報装置の貸与等の再被害防止措置を実施します。	・再被害防止対象者との情報共有及び防犯指導に関する定期連絡を実施、加害者の出所から1年以上が経過したが、加害者側からの接触等もなく、対象者も定期連絡等不要との意向であったことから、指定を解除した。 ・当県で再被害防止対象として指定している案件は令和7年4月時点ではなし。 ・他県から協力依頼のあった再被害防止措置について、関係所属との情報共有を図った。	○
ウ	犯罪被害者に関する情報の保護 犯罪被害者の氏名の公表にあたっては、プライバシーの保護、発表することの公益性等を総合的に勘案して、適切な発表内容となるよう配慮します。	・犯罪被害に関して報道機関に提供する資料については、犯罪被害者等の匿名発表を望む意見と、マスクによる報道の自由、国民の知る権利を理由とする実名発表に対する要望を踏まえ、プライバシーの保護、発表することの公益性等の事情を総合的に勘案しつつ、個別具体的な案件ごとに適切な発表を行った。	○
評価			
ア・イ・ウ	必要に応じて他機関とも連携しつつ、それぞれの取組において適切に対応できている。		
令和7年度の取組			
ア	市町が行う配偶者からの暴力による被害者の一時的避難に係る費用の補助対象を拡充する。 DV被害者等一時保護委託先を拡充する。		
イ・ウ	令和6年度の取組を継続する。		

I 被害の軽減・回復に向けた支援			II 担当所属
(4)法的手段への適切な関与 ①損害賠償の請求についての援助等【12条】	【第12条】 県は、損害賠償の請求の適かつ円滑な実現を図るため、犯罪被害者等の行う損害賠償の請求についての情報の提供等必要な施策を講じるものとする。	令和6年度の取組	自己評価
取組の方向性		令和6年度の取組	自己評価
ア 損害賠償請求制度等の周知	損害賠償請求制度その他の犯罪被害者等の保護・支援のための制度の概要について紹介した冊子・パンフレット等を作成し、配布します。	・犯罪被害者等に対して、損害賠償請求制度その他の犯罪被害者等の保護・支援のための制度の概要について紹介した冊子「被害者の手引」を配布した。 ・外国語版「被害者の手引」のデータを組織共有し、必要に応じて印刷して配布した。	◎
評価			
ア	全警察署に「被害者の手引」を備え付け、殺人、重傷傷害、性犯罪等の犯罪被害者等に対して手交し、被害者支援制度等の情報提供を行うとともに、県警ホームページに「被害者の手引」を掲載し、広く周知できている。		
令和7年度の取組			
ア	令和6年度の取組を継続するとともに、犯罪被害者等への情報提供を適切に実施するため、引き続き捜査員への指導等を徹底し、被害者支援を行う関係機関との連携を継続する。		
②刑事に関する手続の進捗状況等に関する情報の提供等【18条】	【第18条】 県は、犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるようするため、刑事に関する手続の進捗状況等に関する情報の提供等必要な施策を講じるものとする。	令和6年度の取組	自己評価
取組の方向性		令和6年度の取組	自己評価
ア 刑事に関する手続きの情報提供	刑事に関する手続その他の犯罪被害者等支援に係する機関・団体による支援制度等について紹介したパンフレット（「被害者の手引」）等を作成し、犯罪被害者等へ配布します。 また、外国人の犯罪被害者等にも適切に情報が提供できるよう「被害者の手引」について、外国語版を作成し、配布します。	・刑事に関する手続その他の犯罪被害者等支援に係する機関・団体による支援制度等について紹介したパンフレット（「被害者の手引」）等を犯罪被害者等へ配布した。 ・また、外国人の犯罪被害者等にも適切に情報が提供できるよう「被害者の手引」について、外国語版を配布した。	◎
イ 捜査に関する情報の提供等	犯罪被害者等への連絡のための責任者と担当者を指定し、捜査への支障等を勘案しつつ、捜査状況等の情報を提供するよう努めます。	・犯罪被害者等に対して、捜査に支障のない範囲において、捜査状況等の情報提供を実施した。	○
評価			
ア	全警察署に「被害者の手引」「交通事故相談の手引」を備え付け、殺人、重傷傷害、性犯罪、交通事故等の犯罪被害者等に対して手交し、部内外の被害者支援制度について積極的に説明するとともに、県警ホームページに「被害者の手引」を掲載し、広く周知できている。		
イ	犯罪被害者等への連絡を行う責任者及び担当者を事件ごとに定め、窓口を一本化するとともに、犯罪被害者等に対し、適切な時期に積極的な情報提供を行うことができている。		
令和7年度の取組			
ア・イ	令和6年度の取組を継続するとともに、犯罪被害者等への情報提供を適切に実施するため、引き続き捜査員への指導を徹底し、被害者支援を行う関係機関との連携を継続する。		
③保護、捜査等の過程における配慮等【19条】	【第19条】 県は、犯罪被害者等の保護、その被害に係る刑事事件の捜査等の過程において、名譽又は生活の平穡その他の犯罪被害者等の人の権に十分な配慮がなされ、犯罪被害者等の負担が軽減されるよう、犯罪被害者等の心身の状況、その置かれている環境等に関する理解を深めるための訓練及び啓発、専門的知識又は技能を有する職員の配置等必要な施策を講じるものとする。	令和6年度の取組	自己評価
取組の方向性		令和6年度の取組	自己評価
ア 研修の充実等	採用時、昇任時等に、犯罪被害者等支援の意義に関する研修や犯罪被害者等早期援助団体との連携等に関する研修、犯罪被害者等による講演等を実施します。	・採用時や昇任時において、被害者等支援の意義や犯罪被害者等の特性、女性被害者等を始めとする犯罪被害者等に配慮した捜査活動の在り方や被害者等支援における留意事項等について研修会等を行った。 ・各種研修時に犯罪被害者等における講演等を実施した。	◎
イ 被害児童の事情聴取に係る研修	被害児童からの事情聴取に関する警察官の技能向上に向けた研修を実施します。	・司法面接の研修体系の構築を図り、経験や聴取技術に応じた研修やロールプレイングを用いた実践的な研修を実施し、警察官のスキルアップを図った。	○
ウ 警察学校等における研修	警察学校等において、性犯罪被害や障害者の特性に関して専門的知識を有する講師による研修を実施します。	・警察学校等において、性犯罪被害や障害者の特性に関して専門的知識を有する講師による研修を実施した。	○
エ 性犯罪捜査を担当する係への女性警察官の配置	性犯罪捜査を担当する係への女性警察官の配置を促進します。	・警察署において刑事課に女性警察官を配置する取組みを推進した。 ・刑事課に女性警察官が配置できなかった警察署に対しては、署内関係課で連携し、性犯罪認知時には速やかに被害者の対応ができるよう指導した。	○
オ 被害児童からの事情聴取における配慮	被害児童からの事情聴取にあたっては、検察庁、警察、こども家庭センター等の関係機関が被害児童からの事情聴取に先立って協議を実施し、関係機関の代表者が事情聴取を実施するほか、事情聴取の場所、回数、方法等に配慮します。	・被害児童の負担軽減及び信用性の高い供述の確保のため、事案認知後、早い段階から、検察庁、児童相談所等の関係機関と協議を行い、被害児童に配慮した取組を推進した。 ・代表者聴取の周知を積極的に実施した。	○

評価	
ア	採用時に被害者支援に関する研修等を行い、知識を深めた。 専門家の講義により、犯罪被害者等に対する支援に関する知識や技能の向上を図ることができた。 犯罪被害者や被害者遺族による講演等を通じて、犯罪被害者等の心情や犯罪被害者等に接するにあたって配慮すべき事項等について理解を深めた。
イ	関係各課と連携した警察内部の研修を始め、司法面接に関わる検察・児童相談所とも合同で研修を実施し、各機関の業務の理解と司法面接の理解を深めることができた。 座学のみではなく、ロールプレイング方式による講義を実施することにより、効果的な研修を実施できた。
ウ	警察学校等において、性犯罪被害や障害者の特性に関して専門的知見を有する講師による研修を実施できた。
エ	性犯罪認知時には、被害者の希望する性別の警察官を対応させることにより、被害者の負担軽減を実施できた。
オ	関係機関連携により、児童の負担軽減が図られた。 代表者聴取の制度のみならず、聴取方法についても、主管課員による説明や司法面接の専門的知識を有する講師を部外から招へいする等して理解を深めた。
令和7年度の取組	
ア・ウ	令和6年度の取組を継続する。
イ	聴取技術の更なるスキルアップを図るとともに、検察・児童相談所とともに研修を実施する他、捜査員の能力に応じた研修を繰り返し行うなど、技術の定着に努める。
エ	性犯罪捜査担当係員を女性に限定することなく、全警察職員が性犯罪被害者に対し適切な対応ができるよう、各種研修等により実務能力の向上を図る。
オ	引き続き、児童等に配慮した取り組みを推進するため、関係機関との連携を強化する。 また、代表者聴取の制度を周知させるとともに、聴取時や認知時における要領についての研修等を実施する。

「犯罪被害者等支援に関する取組方針」に基づく
施策の取組状況について

Ⅱ必要な支援にアクセスしやすい環境の整備		Ⅲ担当所属
(1)相談、情報の提供等【11条】	【第11条】県は、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、犯罪被害者等支援に精通している者を紹介する等必要な施策を講じるものとする。	環境県民局 警察本部
取組の方向性	令和6年度の取組	自己評価
ア 犯罪被害者等を対象とした総合相談の実施 犯罪被害者等早期援助団体と連携し、犯罪被害者等を対象とした総合相談窓口において、犯罪被害者等の抱える問題の聞き取り、医療・福祉に関する制度を含む必要な支援制度や関係機関等に関する情報の提供等を実施するとともに、関係機関等への付き添い支援を実施します。	・犯罪被害者等早期援助団体に、犯罪被害に係る電話相談及び保健医療・福祉サービスの利用促進に係る業務を委託し、相談者が必要とする支援制度の情報提供や関係機関等への付き添い支援を実施した。 R6:電話相談534件 保健医療・福祉サービス利用促進3件	○
イ 性犯罪・性暴力被害者を対象とした総合相談の実施 性被害ワンストップセンターひろしまにおいて、性犯罪・性暴力被害者の抱える問題等の聞き取り、医療機関や弁護士等の情報の提供等を実施するとともに、医療機関や弁護士事務所等への付き添い支援を実施します。	・性被害ワンストップセンターひろしまにおいて、24時間、365日、電話相談を開設するとともに、必要に応じ、医療や法的支援などの専門的支援を実施した。 新規電話相談:244件 新規面接相談 86件(うち51件に専門的支援を実施)	◎
ウ ハンドブックの作成 犯罪被害者等支援を行う関係機関等による支援の内容や連絡先などの情報を掲載したハンドブックを作成し、関係機関等に配布します。	・R8年度改訂に向けた情報収集を行った。	○
エ 警察における被害相談の実施 警察の被害相談窓口において犯罪被害者等から受理した相談について、関係機関・団体と連携し、適切な支援を実施します。	・被害相談窓口において犯罪被害者等から受理した相談について、各警察署、関係機関・団体と連携し早期事案対応を行うとともに、適切な支援を実施した。	○
オ 地域の警察官による訪問・連絡活動の実施 地域の警察官によって、犯罪被害者等に対し、被害回復、被害拡大防止等に関する情報提供、防犯指導、警察に対する要望・相談の聴取等の訪問・連絡活動を実施します。	・捜査部門との緊密な連携を図り、犯罪被害者等の心情に十分配慮し、必要に応じて個別訪問・連絡を行い、警察に対する要望・相談の聴取等を行った。	○
カ 警察職員による事件直後の支援 あらかじめ指定された被害者支援に係る警察職員(被害者支援員)によって、事件発生直後から犯罪被害者等への付き添い、助言・指導、情報の提供等を実施します。	・事件発生直後から、被害者支援員等による犯罪被害者等への付添い、助言・指導、情報の提供等の直接支援を実施した。	◎
評価		
ア・イ・エ	相談窓口において、警察署や関係機関・団体と連携し、個々のケースに応じた必要な支援や早期の事案対応を行い、被害からの回復に貢献した。「ア」の保健医療・福祉サービス利用については、想定より利用回数が少ないという状況が続いているため、仕様書(助言方法の追加)の変更を行ったが、件数に変化はなかった(令和5年度は5件)。	
ウ	令和8年4月のハンドブック改定に向け、着実に改定準備が進められた。	
オ・カ	捜査部門と連携し、必要に応じて個別訪問を行い、犯罪被害者等への訪問・連絡活動を推進できた。 事件発生直後から、被害者支援員等による犯罪被害者等への直接支援により、犯罪被害者の精神的負担の軽減に努めた。	
令和7年度の取組		
ア	令和6年度の取組を継続するとともに、利用回数増加に向けて、課題やニーズの把握及び使用の見直しを行う。	
イ	取組を継続して実施する。	
ウ	ハンドブック改定に向け、引き続き更新作業を行う。	
エ・オ・カ	令和6年度の取組を継続する。	

Ⅱ必要な支援にアクセスしやすい環境の整備			Ⅲ担当所属
(2)被害が潜在化しやすい犯罪被害者等に対する支援【23条】	【第23条】県は、子供、障害者、高齢者、性犯罪・性暴力被害者、配偶者からの暴力による被害者等、自ら被害を訴えることが困難なため被害者が潜在化しやすい犯罪被害者等が、必要な犯罪被害者等支援を受けることができるようにするため、被害を認識するための啓発活動、被害について相談しやすい環境づくりその他の必要な施策を講じるものとする。		環境県民局 健康福祉局 警察本部 教育委員会
取組の方向性		令和6年度の取組	自己評価
ア 児童虐待に関する相談支援 児童虐待の防止や通告義務、児童相談所虐待対応ダイヤル等の普及啓発を行うとともに、こども家庭センターの機能強化や、市町の取組支援等を実施します。		<ul style="list-style-type: none"> ・児童虐待防止推進月間(11月)のオレンジリボンキャンペーンによる広報啓発を実施した。 ・SNS相談支援事業を実施した。 ・こども家庭センター職員及び市町職員、民生児童委員等に対する研修を実施した。 	○
イ 被害少年等が相談しやすい環境の整備等 被害少年等を対象に、電話相談や電子メールによる相談を実施するとともに、相談窓口のSNS等を通じた周知を実施します。		<ul style="list-style-type: none"> ・被害少年等を対象に、ヤングテレホン広島やヤングメール、少年サポートセンターの相談電話による相談を実施するとともに、関係機関・団体のリーフレットやデジタル広告等を通じて周知を実施した。 ・ヤングテレホン 126件、ヤングメール73件、少年サポートセンターの相談電話 699件 	◎
ウ 障害者虐待に関する相談支援 障害者虐待の防止や通報義務、相談窓口等について、県民や事業者等への普及啓発を行うとともに、市町や事業者等を対象とした研修を開催します。		<ul style="list-style-type: none"> ・虐待の種類と対応の仕方についての講義、具体的な事例を用いたグループワーク(市町向け)を実施した。 ・施設・事業所における虐待事案とそのマネジメント、虐待が疑われる事案への対応(事業者向け)を実施した。 <p>(開催日: 令和7年1月17日～2/14、youtubeによる開催)</p>	◎
エ 高齢者虐待に関する相談支援 高齢者虐待の防止や通報義務、相談窓口等について、県民や養介護施設等への普及啓発を実施するとともに、市町や地域包括支援センター等を対象に研修を開催します。		<ul style="list-style-type: none"> ・関係者を対象に研修を実施した。 ・高齢者虐待対応研修(市町・地域包括支援センター対象) 3回 ・高齢者虐待防止研修(施設管理者・従業員、在宅高齢者支援者対象) 5回(オンデマンド含む) 	◎
オ 性犯罪・性暴力被害者が相談しやすい環境の整備 性被害ワンストップセンターひろしまにおいて、性犯罪・性暴力被害に係る相談を24時間365日対応します。		<ul style="list-style-type: none"> ・性被害ワンストップセンターによる電話や電子メールでの相談、面談等を24時間365日対応した。東部、北部、西部それぞれの地域で対応できる相談員を確保し、相談しやすい環境の整備に努めた。 	◎
カ 子供の性犯罪・性暴力被害に関する啓発活動の実施 子供を対象に、リーフレットを配布すること等により、自らの性犯罪・性暴力被害に気付くことを促すとともに、相談窓口の認知度を高める啓発活動を実施します。		<ul style="list-style-type: none"> ・小学5年生、中学1年生及び高校1年生全員に性被害ワンストップセンターひろしまの相談窓口を周知するリーフレットを配布した。 ・リーフレット 100,000部作成(一般及び小学生用) ・学校や商業施設等の男女トイレへ貼付する性被害ワンストップセンターひろしまのステッカーを配布した。 ・自画撮り被害防止やフィルタリング利用促進に関するチラシを小・中・高等学校等に配布した。 ・犯罪防止教室などにおいてチラシやリーフレットを配布し、また、県警ホームページに性被害防止に係る内容を掲載するなど、広報啓発を実施した。 	◎
キ 子供を対象とした加害者・被害者にならないための教育 子供を対象に、発達段階に配慮しながら、性犯罪・性暴力の加害者・被害者・傍観者とならないための教育を実施します。		<ul style="list-style-type: none"> ・子供を対象とした加害者・被害者にならないための教育として、県内の小・中・高等学校において、児童・生徒を対象に性犯罪に係る犯罪防止教室を実施した。 ・小学校 50回、中学校 51回、高等学校 36回 ・子どもたちが性暴力の加害者・被害者・傍観者にならないよう、文部科学省が推進する「生命の安全教育」について、生徒指導主事研修等を通じて研修を行い、授業や教育課程内外の様々な活動での活用や、各校が設置している各種相談窓口の周知などを通じて、全県立学校が、「生命の安全教育」を実施した。 	○
ク 行政職員や学校警察関係者を対象とした子供の性犯罪性暴力被害に対する啓発 子供の健全育成に係る行政職員や学校・警察関係者等を対象に、子供の性犯罪・性暴力被害に対する理解と取組の必要性に対する認識を高めるための啓発活動を実施します。		<ul style="list-style-type: none"> ・警察本部、市町関係者等に対し、研修会や会議の場を通じて、性被害ワンストップセンターひろしまの取組等について説明した。 ・性被害ワンストップセンターひろしまにおいて、学校関係者等への出前授業等を行った。 ・子供の性被害の背景や特性を理解し、性被害予防教育の必要性に対する認識を高めるため、警察官対象の研修会等や少年育成官研修などを実施した。 ・文部科学省通知「自画撮り被害防止啓発資料の配付に係る協力について」「生命の安全教育ウェブセミナーの開催について」等を年間を通して全県立学校に通知し、通知の趣旨を踏まえた生徒指導体制等の構築に向けて取組を推進した。 	◎
ケ 医療機関等における性犯罪被害者からの証拠資料の採取等の促進 警察への届出等を躊躇している性犯罪被害者が、医療機関等で証拠資料が適切に採取されるよう、採取・保管に必要な資機材の整備等を実施します。		<ul style="list-style-type: none"> ・証拠資料の採取等の促進については、証拠資料採取マニュアルに基づき、医療機関等で証拠採取された資料を性被害ワンストップセンターで適切に保管した。 ・警察への届出を躊躇している性犯罪被害者が医療機関を受診した際は、性犯罪被害者の要望に応じ、性被害ワンストップセンターにおいて対応した。 	○
コ 配偶者による暴力被害に関する相談支援 こども家庭センターのDV対応部門の更なる専門性の強化を図り、こども家庭センター職員による市町のDV対応部門への助言や支援を実施します。		<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者による暴力被害に関する相談支援を行った。 ・休日・夜間電話相談を実施した(対応件数:1,626件) ・相談員の資質向上のための専門研修等の充実を図った。(令和6年度3回実施) ・こども家庭センターのDV対応部門(女性相談支援センター)に関する広報を行った。(R6.11～R7.3月にWeb広報を実施、R7.3月にリーフレットを改訂) 	○

評価	
ア	HPのリニューアルやイベント等も活用し、児童虐待防止や児童相談所相談専用ダイヤル・児童相談所虐待対応ダイヤルや体罰によらない子育てについての普及啓発が図られた。 市町職員への研修や、要保護児童対策地域協議会への有識者派遣によって、市町の相談対応の質の向上が支援できた。
イ	相談しやすい環境を整備するとともに、各種媒体を活用し、あらゆる世代に周知された。
ウ	市町が的確なマネジメント（介入、アセスメント、養護）ができるようになった。 事業者側が正しい知識を習得し、虐待予防を実践できるようになった。
エ	関係者に向けて、高齢者虐待の理解の促進を図ることができた。
オ	被害にあった方に対し、被害直後から意向に沿った支援を提供できた。
カ	子供向けとして、小学校高学年向けのリーフレットを作成し相談窓口を記載したカード型の広報資料とあわせて配布。イラストを多用し、子供らに理解しやすい文言とし、県警ホームページの掲載内容も子供や保護者らに理解しやすい内容にして啓発を図った。
キ	それぞれの学齢及び発達段階に配慮し、理解しやすい内容での実施に努めた。 生命の安全教育については、各校が実態に応じて実施できているが、学校の取組内容に差があるため、効果的な取組につなげていく必要がある。
ク	学校関係者や各市町に対して、性被害ワンストップセンターひろしまにおける対応等について周知できた。 警察職員に対し子供の性被害防止のための研修等を実施し、理解を深めることができた。 年間を通して通知をすることで、各校の意識喚起につなげることができている。
ケ	医療機関から警察へ連絡があった際は、ワンストップセンターと連携し、必要に応じて証拠資料の採取を行う等適切に対応できている。
コ	相談窓口の広報として、リーフレット、HPでの広報に加え、今回新たにWeb広報を実施し、相談窓口の認知度向上に努めているが、今後さらなる取組が必要である。
令和7年度の取組	
ア～カ	令和6年度の取組を継続する。
キ	令和6年度の取組を継続するとともに、生命の安全教育の実施に係る調査により、各校の実態把握を行い、研修、協議会等での好事例の共有や、外部講師による研修の実施など、取組の充実を図る。
ク	引き続き教育委員会と連携し、学校の管理職対象の会議等において、性被害、性暴力に関する内容や性被害ワンストップセンターの取組等について説明する。 警察職員に対し、子供の性被害に対する理解と取組の必要性に関する認識を高めるための研修を行うなど、啓発活動を実施する。 各種研修、協議会、通知等を通して、各校への啓発活動を充実させていく。
ケ	必要に応じ、マニュアルの改定を実施する。
コ	市町の配偶者暴力相談支援センター設置促進に取り組む。 配偶者暴力による被害者の相談先の周知に取り組む。

**「犯罪被害者等支援に関する取組方針」に基づく
施策の取組状況について**

3 社会参画の理解促進・支援基盤の強化			II 担当所属
(1)県民等の理解促進【20条】			環境県民局 警察本部
取組の方向性		令和6年度の取組	自己評価
ア	犯罪被害者週間における啓発活動の実施 毎年11月25日から12月1日の「犯罪被害者週間」において、犯罪被害者等の置かれている状況、条例基本理念等への理解促進を内容とした街頭キャンペーン、講演会等の啓発活動を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ・犯罪被害者週間における啓発活動の実施については、公益社団法人広島被害者支援センター等と共に、被害者支援センター設立20周年記念行事を実施した。 ・広島駅で街頭啓発活動を実施し、リーフレット等を配布した。 ・警察庁及び公益社団法人広島被害者支援センター作成のチラシを、県の関係課及び県内市町に配布した。 ・犯罪被害者週間に向けて、4週にわたって県のSNSに投稿を行った。 (1週目:犯罪被害者週間の告知、2週目:県HPの紹介、3週目:ワンストップセンターひろしまの紹介、4週目:被害者支援センターの紹介) 	◎
イ	中学生・高校生等を対象とした啓発活動の実施 教育委員会等と連携し、中学生・高校生等を対象に、犯罪被害者等による命の大切さを学ぶ教室や命の大切さに関する自らの考え等を表現した作文のコンクールを実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会等と連携し、中学・高校・大学で命の大切さを学ぶ教室を開催し、「大切な命を守る」全国中学校・高校生作文コンクール(警察庁主催)への応募を働き掛けた。(応募数:中学生9件、高校生なし) 	◎
評価			
ア	多様な広報媒体を積極的に活用し、犯罪被害者等が置かれた状況に対する理解を深めた。		
イ	教育委員会への依頼や県警ホームページ及びSNS等での広報により「大切な命を守る」全国中・高校生作文コンクールへの応募を働き掛け、若年層に周知できた。		
令和7年度の取組			
ア・イ	令和6年の取組を継続する。		
(2)支援基盤の強化 ①推進体制の整備【8条】		【第8条】県は、国、市町、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関する者と連携し、及び相互に協力して犯罪被害者等支援を推進するための総合的な支援体制を整備するよう努めるものとする。	環境県民局 警察本部
取組の方向性		令和6年度の取組	自己評価
ア	条例に基づく施策の推進 関係機関等で構成する会議等において、条例に基づく施策の進捗状況に対する意見聴取や、情報共有等を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度の取組状況を取りまとめた上で有識者に意見聴取を行い、点検結果や議事録を公表した。 	○
イ	会議等の開催による情報共有 犯罪被害者等支援に関する市町主管課長会議の開催等により、県と市町との情報共有や、市町への助言、支援を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年9月に市町主管課長会議を開催し、条例や施策等についての情報共有を行った。 	○
ウ	支援活動の推進 犯罪被害者等支援に関する機関・団体等により構成される「広島県被害者支援連絡協議会」を開催し、被害者のニーズに対応した支援活動を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・犯罪被害者等支援に関する機関・団体等により構成される広島県被害者支援連絡協議会を開催し、犯罪被害者等のニーズに対応した支援活動を推進できるよう連携を図った。 	◎
評価			
ア	予定通りとりまとめ、意見聴取及び公表を行った。		
イ	犯罪被害者等支援における地方公共団体の役割や、県の取組、被害者支援センターにおける取組、最新の動向について共有できた。		
ウ	事案に応じて犯罪被害者等支援に関する機関・団体等が参加し、ニーズに応じた支援活動の共有ができた。		
令和7年度の取組			
ア	令和6年度の取組状況を取りまとめ、有識者に意見聴取を行い、点検結果や議事録を公表する。		
イ	情勢に応じたテーマなどを選定し、好事例などの共有を行っていく。		
ウ	<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年度の取組を継続する。 ・被害者支援に携わる各機関との連携や自治体内でのワンストップ化などの環境整備を促進する。 		

③ 社会参画の理解促進・支援基盤の強化			II 担当所属
②人材の育成【21条】		【第21条】 県は、犯罪被害者等支援を担う人材を育成するための研修の実施その他の必要な施策を講じるものとする。	環境県民局 健康福祉局 警察本部 教育委員会
取組の方向性		令和6年度の取組	自己評価
ア	行政職員等を対象とした研修の実施 行政職員等を対象に、犯罪被害者等が置かれている状況等に関する理解を促進するための研修を実施します。	・犯罪被害者等支援を担当する県、市町、関係機関の職員を対象とした犯罪被害者等支援研修を実施した。 第1回 犯罪被害者等の講演会 参加者 156名 第2回 犯罪被害者・家族の理解と支援のポイントの講義・演習 参加者 75名	◎
イ	児童虐待の早期発見・早期対応のための研修等の実施 行政職員、警察職員及び教職員を対象に、児童虐待の早期発見等に資する研修等を実施します。	・こども家庭センター主催の児童福祉司任用に係る研修に市町職員も参加するようにした。 ・市町の関係課会議や家庭児童相談員の研修で行政説明を実施した。(4、6、9月) ・地域ごとに県警本部や所管署との連絡会議を実施した。(西部8月、東部8月、北部6月) ・幼稚園の新任教員、中堅教員の研修にこども家庭センター職員を派遣した。(各年1回) ・児童虐待の早期発見等に資する研修を実施し、児童虐待に関する警察職員の専門的知識・技能の向上に努めた。 ・年3回のスクールソーシャルワーカー連絡協議会及び年2回の生徒指導主事研修において、児童虐待及び早期発見等に係る研修を実施した。	○
評価			
ア	特に第1回(講演会)への参加者数増加を図るため、昨年度に引き続き、心理学系専攻の大学生や養護教諭にも案内を行い、前年度より多くの方が参加した。(令和5年度の講演会参加者数は111名)		
イ	各種研修や会議の中で、積極的な啓発を行った。 児童の安全確保のため、研修を実施し、児童虐待の対応力向上を図ることができた。 協議会や研修会における受講者からは、研修後の取組で「子育て支援課や児童虐待防止ネットワーク実務者会議で当該生徒の様子や家庭の状況を把握することにより、具体的な手立てを講じることができ、状況が好転した」といった意見が出ていることなどを踏まえ、個々の事案に対して学校がチームとして取り組むために、各校の実践事例を収集し、議論等を交わす場面の設定が必要である。		
令和7年度の取組			
ア	「地方における途切れない支援提供体制の強化」を実現するために、警察庁の犯罪被害者等施策推進会議専門委員を務める方を講師に招き、講義・演習を行う。		
イ	令和6年度の取組を継続する。 令和7年度においては、スクールソーシャルワーカーが複数名で研究テーマを設定し、日々の実践を踏まえた研究を行い、報告書をとりまとめ、全県へ普及し取組の充実を図るとともに、学校、家庭、地域、関係機関が一体となった取組が推進できるようにする。		
③民間支援団体に対する支援【22条】		第22条 県は、民間支援団体に対する犯罪被害者等支援に関する情報の提供、助言その他の必要な施策を講じるものとする。	警察本部
取組の方向性		令和6年度の取組	自己評価
ア	犯罪被害者等早期援助団体への情報の提供等 犯罪被害者等早期援助団体による支援が、全国的な水準で行われるよう、犯罪被害者等の実態、当該支援に資する事例、二次被害を防止するための留意事項等に関する必要な情報の提供等を実施します。	・犯罪被害者等早期援助団体に対して適切な情報提供を実施した。	◎
評価			
ア	犯罪被害者等早期援助団体と情報共有が図られている。		
令和7年度の取組			
ア	令和6年度の取組を継続する。		
④重大事案における支援【24条】		第24条 県は、犯罪等により死傷者が多数に上る事案その他の重大な事案が発生した場合に、当該事案による犯罪被害者等が、必要な犯罪被害者等支援を受けることができるようにするため、県、市町、民間支援団体その他関係機関による支援体制の整備その他の必要な施策を講じるものとする。	環境県民局 警察本部 教育委員会
取組の方向性		令和6年度の取組	自己評価
ア	重大事案発生時のマニュアル整備等 必要な支援を途切れることなく提供できるよう、関係機関による対応等を整理したマニュアルの整備等を実施します。	・重大事案発生時における対応は関係機関で申し合わせ済み。 ・「自殺・死亡事故」「災害」「犯罪予告」「非違行為」など、児童生徒の命に関わる事案等の緊急事態が発生した際の適切な初動及び事後対応などを定めた、「クライスマネジメント・マニュアル」の内容を見直し、「生徒指導のてびき」の改訂に反映させた。	○
評価			
ア	・重大事案の発生は数年に1回あるかないかのものであることから、発生したときに混乱をしないよう、毎年担当者を確認するとともに、適宜シミュレーションを実施するなど継続して対応していく必要がある。 ・実際に事案が起きた場合においては、被害を最小限に抑えるための対応ができる手立てを講じていく必要がある。そのために、日常的に教職員が「生徒指導のてびき」を手に取り、諸課題に対して適切に対応できるようにする必要がある。		
令和7年度の取組			
ア	・重大事案が発生した際の犯罪被害者等支援の方法などのシミュレーションを行うとともに、必要に応じ申合せ事項の見直しを行う。 ・「クライスマネジメント・マニュアル」の内容を踏まえ作成した「生徒指導のてびき」が、各学校において実効的なものとなるように、生徒指導主事研修等において、活用の方法等について周知し取組の充実を図る。		